

2011年2月2日

内閣府特命担当大臣(防災)

松本 龍 様

民主党 豪雪災害対策本部

本部長 鉢呂 吉雄

今冬の豪雪災害に関する申し入れ

今冬、日本各地で発生している豪雪災害について、民主党では2月1日に「豪雪災害対策本部」を設置し、直ちに対策本部会議を開催しました。関係各省庁から被害状況の聴取を受け、出席した関係各議員から出された意見等も踏まえ、以下の点について申し入れます。

1. 今冬の豪雪被害については、近年稀に見る被害が生じ、今後の気象条件によっては更なる被害も予想される。現地関係者の努力のみでは限界があり、政府として関係閣僚会議を開催し、種々の対策を講じていることは承知しているが、今後の状況も考慮し更なる対策に万全を期すこと。
2. 豪雪地帯の自治体においては、除排雪に要する経費が平年を大きく上回り、財政負担能力の限界を超える事態も生じている。これら自治体における対策経費を特別交付税により増額配分する措置や除雪費補助制度の実施のための実態調査を急ぎ、関係自治体へ柔軟かつ徹底した対応を行うこと。また、国の直轄道路の除雪費についても、予備費を活用するなど増額を図ること。
3. 豪雪被害を受けている現地においては、除雪作業だけでなく排雪作業も人手が決定的に不足しているとの指摘がある。これらの作業に自衛隊を積極的に活用するため、自治体からの派遣要請を待つだけでなく、政府は関係自治体との連携を密にして、住民の安全確保等のために全力を挙げること。
4. 農林水産業においても、降雪による漁船転覆事故といった想定外の豪雪被害が発生しており、従来実施してきた対策に留まることなく、被害漁船の救済など関係機関が連携して柔軟な対応を講じること。
5. 特に高齢化・過疎化の進む中山間地集落においては、雪下ろしに要する人手・装備が絶対的に不足し、現地住民の方々が危険な作業を強いられている。これらに関わる自治体の負担を、特別交付税で支援できる旨を関係自治体に十分周知し、人的被害等をこれ以上出さないよう全力を挙げること。また、災害弱者への対応に関し、政府は各地方自治体と連携し、更なる万全な対応を講じること。

以上